

令和元年度

登米市水道事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月3日提出〕

宮城県登米市

議案第11号

令和元年度登米市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和元年度登米市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度登米市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
ア 取水施設整備事業	66,059千円	△33,059千円	33,000千円
イ 浄水施設整備事業	105,721千円	△27,684千円	78,037千円
ウ 配給水施設整備事業	1,321,199千円	△302,012千円	1,019,187千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第8款	水道事業収益	2,599,637千円	△3,640千円	2,595,977千円
第1項	営業収益	2,258,690千円	1,430千円	2,260,120千円
第2項	営業外収益	340,808千円	△5,123千円	335,685千円
第3項	特別利益	139千円	53千円	192千円
		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第9款	水道事業費用	2,690,543千円	△57,807千円	2,632,736千円
第1項	営業費用	2,461,736千円	△84,400千円	2,377,336千円
第2項	営業外費用	199,969千円	26,593千円	226,562千円
第3項	特別損失	8,838千円	0千円	8,838千円
第4項	予備費	20,000千円	0千円	20,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,372,466千円は、過年度分損益勘定留保資金1,269,032千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額103,434千円」を「不足する額1,337,777千円は、過年度分損益勘定留保資金1,253,530千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,247千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第10款	資本的収入	1,140,831千円	△335,336千円	805,495千円
第1項	企業債	705,500千円	△267,700千円	437,800千円
第2項	負担金及び補償金	70,318千円	△56,911千円	13,407千円
第3項	補助金	183,333千円	△5,390千円	177,943千円
第4項	出資金	172,304千円	△5,335千円	166,969千円
第5項	加入金	9,376千円	0千円	9,376千円

		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 11 款	資本的支出	2,513,297 千円	△370,025 千円	2,143,272 千円
第 1 項	建設改良費	1,510,424 千円	△364,838 千円	1,145,586 千円
第 2 項	企業債償還金	702,873 千円	△5,187 千円	697,686 千円
第 3 項	長期貸付金	300,000 千円	0 千円	300,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水質検査データ処理統計システムリース	令和 2 年度	156 千円
電子入札システム使用料	令和 2 年度	1,020 千円
緊急用資材管理業務委託	令和 2 年度から 令和 4 年度まで	1,000 千円
ファームバンキングシステムリース	令和 2 年度から 令和 6 年度まで	780 千円

(企業債)

第 6 条 予算第 6 条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のように改める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
ア 取水施設 整備事業	千円 38,300	証 書 借 入	5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金については、 利率の見直しを行 なった後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 企業財政 その他の 都合によ り繰上償 還又は低 利に借り 換えるこ とができる。	千円 18,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
イ 浄水施設 整備事業	62,900				46,400			
ウ 配水管整 備事業	362,100				213,800			
エ 管路緊急 改善事業	242,200				159,200			
合 計	705,500				437,800			

(たな卸資産の購入限度額)

第 7 条 予算第 9 条に定めたたな卸資産の購入限度額「47,968 千円」を「29,628 千円」に改める。

令和 2 年 2 月 3 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣